

この資料は業務の参考のための仮訳です。  
利用者が当情報を用いて行う行為につい  
ては、利用者の責任でお願いいたします。  
横浜植物防疫所

公布 No. 1  
1995年2月

## 植物検疫措置に関する国際基準

### 国際貿易に関する植物検疫の原則



国際植物防疫条約事務局  
国連食糧農業機関  
ローマ、1995年

この刊行物において採用した名称および資料の提示は、あらゆる国、領土、市または地域のあるいはその当局の法律上の地位に関して、あるいはその国境または境界の画定に関して、国連食糧農業機関側のいかなる見解の表明を意味するものでもない。

全ての権利を留保する。この刊行物のいかなる部分も、電子的、機械的方法、写真複写その他のいかなる方法であれ、いかなる形態であれ、著作権者の事前の許可無しに複写し、検索システムに保存し、伝送してはならない。かような許可の申請は、複写の目的および範囲に関する説明を添えて国連食糧農業機関情報局局長に提出するものとする。

## 目次

承認	1
見直し及び改正	2
配布	3
<b>序論</b>	<b>4</b>
適用範囲	4
参照	4
定義及び略記	4
参考の概要	6
<b>国際貿易に関する植物検疫の原則</b>	<b>7</b>
一般原則	7
特別原則	8

## **承認**

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、植物検疫分野の政策及び技術援助に関する国連食糧農業機関の地球規模プログラムの一部として作成される。このプログラムは、貿易を促進すること、及び不適切な措置が貿易障壁として利用されないよう図ることを目的として、植物検疫措置の国際的調和を達成するための基準、ガイドライン及び勧告を FAO加盟国及びその他関係者に提示するものである。

以下の基準は、1993年11月に FAO総会の第27回会合によって承認された。

Jacques Diouf

事務局長

国連食糧農業機関

### **見直し及び改正**

植物検疫措置に関する国際基準は、定期的な見直し及び改正の対象である。この基準の次回の見直し日は、1996年12月又は植物検疫措置に関する委員会で合意される他の日である。

基準は必要に応じて更新され再発行される。基準保持者は、この基準の最新版が使用されるよう図ること。

### **配布**

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、全てのFAO加盟国に加えて、以下の地域植物防疫機関の幹部及び技術事務局に配布される:

- アジア太平洋地域植物防疫委員会
- カリブ海地域植物防疫委員会
- 南米南部地域植物防疫機関
- アンデス地域共同体
- ヨ - ロッパ地中海地域植物防疫機関
- 中央アフリカ植物検疫会議
- 北米植物防疫機関
- 中米地域農牧防疫機関
- 太平洋地域植物防疫機関

## 序論

### 適用範囲

この参考基準は、国際貿易に関する植物検疫の一般原則及び特定原則について述べるものである。

### 参照

植物検疫用語集、1999年。ISPM 刊行物 No.5、FAO、ローマ。<sup>1</sup>

国際植物防疫条約、1992年。FAO、ローマ。

### 定義及び略記

地域 area	公的に定められた国、国の一部、又は数ヶ国の全部若しくは一部
侵入 introduction	結果的に定着することになる有害動植物の入り込み
IPPC	1951年ローマのFAOで批准書を寄託し、その後改正された国際植物防疫条約。
国家植物防疫機関 National Plant Protection Organization	IPPCで規定されている職責を果たすために政府によって設立された公的機関
公的な official	国家植物防疫機関によって制定され、権限が付与され、又は履行された
病虫害（有害動植物／ペ スト） pest	植物若しくは植物生産物に有害な植物、動物又は病原体のあらゆる種、ストレイン若しくはバイオタイプ
病虫害無発生地域 Pest Free Area	ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、必要に応じて、この状態が公的に維持されている地域
病虫害危険度解析 Pest Risk Analysis	病虫害危険度評価と管理。
病虫害危険度評価 Pest risk assessment	検疫病虫害であるか否かを決定し、潜在的侵入能力を評価をする。

<sup>1</sup> この基準で1995年に刊行された用語及び定義は、この版の植物検疫用語集に従う。

<p>(検疫有害動植物に対する) 病虫害危険度管理  pest risk management (for quarantine pests)  植物検疫措置  phytosanitary measure  (agreed interpretation)*</p>	<p>ある有害動植物の侵入及びまん延の危険度を減じるための選択肢の評価及び選定</p> <p>検疫有害動植物の侵入及び/又はまん延を防止する目的を有するあらゆる法律、規則又は公的な手続き</p>
<p>植物検疫規則  phytosanitary regulation</p>	<p>商品又は他の品目の生産、移動又は保持、あるいは人の通常活動を規制すること、及び植物検疫証明の体制を確立することによって、病虫害の侵入及び/又はまん延を防止するための公的な規制。</p>
<p>検疫有害動植物  quarantine pest</p>	<p>それによって危険にさらされている地域に潜在的経済的重要性を有する有害動植物であって、まだその地域に存在していないか、又は存在するが広域に分布しておらず、かつ公的に防除が行われているもの</p>
<p>まん延  spread</p>	<p>ある地域内である有害動植物の地理的分布が拡大すること</p>

**参考の概要**

以下の原則を設定する主な目的は、植物検疫の国際基準策定の過程を促進することにある。ここで構想されているのは、これらの原則が植物検疫関係当局によって実施される結果として、不適切な植物検疫措置が貿易障壁として利用されることを減らし又は排除することである。

さらに、一般原則に加えて、検疫活動の特定分野に特化した別の原則もある。一般原則は、国際通商に適用される植物検疫措置の作成手順を示すものである。一般原則は一体として読まれるべきであって、個々に解釈されるべきではない。特定原則は、国際植物防疫条約(I PPC)を直接支持するものであるか又は植物検疫体制内の特定の手続きに関係するものである。この関係を表に示す。

これらの原則は、継続的な見直しの対象とされ、検疫の概念及び技術の変化を反映することが期待される。

## 国際貿易に関する植物検疫の原則

### 一般原則

#### 1. 主権

自国領域への検疫有害動植物の侵入を防止する目的をもって、各国が植物病虫害の隠れ家になり得る植物、植物生産物及びその他の物品の輸入を規制するため植物検疫措置を用いる主権を行使することは認められる。

#### 2. 必要性

各国は、検疫有害動植物の侵入を防ぐための制限措置を、そのような措置が植物検疫的状况によって必要とされる場合にのみ制定すること。

#### 3. 最小限の影響

植物検疫措置は、関係する病虫害危険度と合致し、人、品目及び輸送機関の国際的移動への障害が最小限になるような、最小の制限措置であること。

#### 4. 変更

植物検疫措置は、状況の変化や新事実の判明に応じて、措置の成功に必要な禁止、制限又は要求事項の導入によって、もしくは不要となったものの除去によって、迅速に変更すること。

#### 5. 透明性

各国は、植物検疫上の禁止、制限及び要求事項を公表して広く知らせ、要請に応じてこのような措置の根拠を示すこと。

#### 6. 措置の調和

植物検疫措置は、可能な限り常に、IPPCの枠内で作成された国際的な基準、ガイドライン及び勧告に基づくこと。

#### 7. 同等性

各国は、同一でないが同じ効果を持つ植物検疫措置を同等なものであると認めること。

#### 8. 紛争解決

植物検疫措置に関する二国間の紛争は技術的に二国間レベルで解決されることが望ましい。このような解決が妥当な期間内に達成できない場合は、さらに多国間解決制度による行動をとることができる。

## 特別原則

### 9. 協調

各国は、検疫有害動植物のまん延と侵入を防止し公的防除の措置を促進するよう協調すること。

### 10. 技術当局

各国は、公的な植物防疫機関を設置すること。

### 11. 危険度解析

どの有害動植物が検疫有害動植物であるか及びそれらに対してとるべき措置の強さを決定するため、各国は、生物学的及び経済的証拠に基づく病虫害危険度解析の方法を用い、可能な場合には必ず、IPPCの枠内で作成された手続きに従うこと。

### 12. 危険度の管理

検疫有害動植物が侵入する多少の危険度は常に存在するので、各国は植物検疫措置を策定する際に危険度管理の政策に合意すること。

### 13. 病虫害無発生地域

各国は、特定の有害動植物が発生していない地域のステータスを認めること。領域内に当該病虫害無発生地域を有する国は、要請に応じて、IPPCの枠組内で作成された手続きがあればこれに基づいて、そのステータスを実証すること。

### 14. 緊急行動

各国は、新たな及び/又は予想外の植物検疫状況に直面した場合、予備的な病虫害危険度解析に基づいて直ちに緊急措置をとることができる。このような緊急措置の適用は一時的なこととし、その有効性は、できる限り早急に詳細な病虫害危険度解析に付す。

### 15. 不適合事例の通報

輸入国は、植物検疫上の禁止、制限又は要求事項について不適合事例があれば、速やかに輸出国に知らせること。

### 16. 無差別

植物検疫措置は、もし同様の植物検疫上のステータスを有する複数国が病虫害管理に同一又は同等な植物検疫措置を適用していることを実証できれば、これらの国家間に差別なく適用すること。ある国内に検疫有害動植物が存在する場合、措置は国内荷口と輸入荷口の間に差別なく適用されること。

植物検疫措置に関する国際的な基準、ガイドライン及び勧告についての詳細情報並びに現行刊行物の完全リストについては、下記にご連絡下さい:

国際植物防疫事務局

郵便： IPPC Secretariat  
Plant Protection Service  
Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)  
Viale delle Terme di Caracalla  
00100 Rome, Italy  
ファックス：+ (39) (06) 57056347  
Eメール：ippc@fao.org

またはウェブサイト閲覧先：

<http://www.fao.org/WAICENT/FaoInfo/Agricult/AGP/AGPP/PQ/Default.htm>